

令和4年度

全国安全週間川崎北地区推進大会 開催

第95回全国安全週間に先立ち「令和4年度全国安全週間川崎北地区推進大会」が6月7日(火)午後2時より、オンラインにて110名参加のもと開催されました。(主催＝川崎北労働基準行政関係団体協議会、後援＝川崎北労働基準監督署)

第1部では社会医療法人財団石心会の有田理学療法士を講師にお招きし「転倒予防・下半身の筋力に関して」というテーマで特別講演を開催しました。

第2部では川崎北労働基準行政関係団体協議会の原会長、川崎北労働基準監督署の渋谷署長からのご挨拶がありました。

続いて、川崎北労働基準監督署の吉田安全衛生課長による全国安全週間実施要綱についての説明がありました。

スローガン 安全は 急がず焦らず怠らず

神奈川労働局安全衛生表彰式

7月7日(木)に横浜第2合同庁舎において令和4年度神奈川労働局安全衛生表彰式が開催されました。

本表彰は、労働災害防止、労働者の健康確保など安全衛生活動が他の模範と認められ、安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした事業場、団体又は個人に対し贈られるものです。

今回、当支部から日電装株式会社本社・川崎工場が神奈川労働局長表彰を受賞いたしました。



川崎北労働基準監督署からのお知らせ

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

職 長 教 育

6月28日（火）29日（水）の2日間、カルッツかわさきにて職長教育を開催し、会員事業場より47名が参加しました。職長の役割をはじめとし、作業中における監督・指導の方法、KYT活動やリスクアセスメントの実践に加え、講師の経験談も交えた研修会となりました。

職長教育は労働安全衛生法第60条に基づいて開催するものです。事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者（作業主任者を除く）に対し、安全または衛生のための教育を行わなければならないとされています。



安全衛生推進者養成講習会

6月14日（火）15日（水）に川崎市教育文化会館にて川崎南支部および鶴見支部との共催で安全衛生推進者養成講習会を開催しました。各支部51名の参加者が、安全衛生推進者資格取得の際に必要な10時間の研修を受講しました。

講習は、安全管理の進め方、健康保持増進対策、作業環境管理と作業管理、関係法令およびリスクアセスメントと多岐にわたりました。

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満（パートタイマー、アルバイト等を含む）の労働者を使用する事業場に対し、安全衛生推進者を選任し、労働者の危険・健康障害の予防、教育等の職務を実施することを義務づけています。



有機溶剤従事者研修

6月20日（月）にカルッツかわさきにて川崎南支部および鶴見支部との共催で有機溶剤従事者研修を開催し、各支部から51名が参加しました。安全な有機溶剤作業の基礎知識をはじめ、保護具の使用方法や有機溶剤による疾病、健康管理など、有機溶剤の毒性および中毒の予防対策の必要性の理解を深める機会となりました。

本安全衛生教育は有機溶剤を含む一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントにおいて、リスクの低減の参考になっています。



フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

6月13日（月）に東急テクノシステム株式会社社長津田工場にてフルハーネス型墜落制止用器具特別教育（出張講習会）を開催し受講者24名が参加しました。労働安全コンサルタント阿部丈夫講師の指導のもと、実技ではフルハーネスの損傷チェックと装着の方法を一人ひとりが実施するなど、労働災害防止と安全性の知識を学びました。

一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を労働者に使用させることや、当該労働者に対し特別教育を行うことが事業者には義務づけられています。

（実技風景）



三菱ふそうトラック・バス株式会社新入社員安全衛生教育

川崎北支部役員会社の三菱ふそうトラック・バス株式会社にて6月3日（金）に新入社員安全衛生教育を開催しました。講師に労働安全コンサルタントの阿部丈夫氏をお迎えし、新入社員10名が参加しました。KYTやリスクアセスメントに関する演習を2グループに分けて行う等、新入社員の皆さんは今後の業務にあたり必要な安全衛生に関する知識を学びました。

新入社員安全衛生教育は、雇入れ時教育として新入社員の労働災害防止を目的に、労働安全衛生法で事業者が行うことが義務付けられています。フレッシュな新入社員は講師の説明に真剣な姿勢で耳を傾けていました。また、グループワークでは各自が積極的に発言する姿が見られました。



雑記帳

この雑記帳を書いているのは6月27日です。記録的に短い梅雨があつという間に終わり、日本列島は前日から猛烈な暑さに見舞われていますが、経済産業省はこれを受け、猛暑に伴う電力需給が逼迫する事態を念頭に節電を呼び掛ける「受給逼迫注意報」を26日に初めて発令しました。電力は社会資本の象徴であり一般家庭はもちろんのこと産業社会の根幹をなすことから、皆様も大きな関心をお持ちだと思います。

7月10日は第26回参議院選挙の投票日です。私は家庭と事業場に大きな影響を与える電力受給の逼迫については強い関心を抱いており

ますが、一連の政党の主張に物足りなさを感じるのは私だけでしょうか。

与党は家庭内での節電方法や前年比で節電した家庭にポイントを付与する等、事業者の節電分を買い取る制度をつくることを明らかにしましたが、石油ショックを子供ながらに記憶する私にはこれらの政策には少々物足りなさを感じています。これから各地で本格的な夏を迎える中、安定的なエネルギー供給を実現するためには私たち一人ひとりが考え、取り組んでいくことが大切だと思います。

（濱田 裕貴）